

## ■ 相談の窓口について

### 1 町の相談窓口

窓口	連絡先	内容
保健福祉課 障がい者福祉係 (シルバープラザ内)	電話(0137)64-2111 FAX(0137)63-4411	障がい者手帳や福祉サービス、施設入所などの相談を行っています。
熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話(01398)2-3111 FAX(01398)2-3230	また。障がい者虐待の通報窓口になっています。
八雲町障害者指定 特定相談支援事業所	電話(0137)64-2111 FAX(0137)63-4411	障害福祉サービスを利用される方のサービス等利用計画を作成します。その他、障がい者に関する相談を行っています。
八雲町地域包括支援センター (シルバープラザ内)	電話(0137)65-5001 FAX(0137)63-4411	地域の高齢者・障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ保健・医療・福祉など生活についてのさまざまな相談を受け、支援します。
熊石地域包括支援センター (熊石総合支所内)	電話(01398)2-2365 FAX(01398)2-3230	
住民生活課 児童係	電話(0137)62-2112 FAX(0137)62-2120	保育所関係、児童手当等の相談、申請などの受付などを行っています。 障害児通所
八雲町子ども発達支援センター (シルバープラザ内)	電話(0137)63-4622 FAX(0137)63-4411	発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、保健・福祉・教育・就労など関係機関から一貫した適切な支援を受けるために、相談や情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。

## 2 国や道などの公的機関の窓口

### ①保健環境部八雲地域保健室（八雲保健所）

精神保健や心の健康づくりに関する事業のほか、小児慢性特定疾病医療費助成制度や特定医療費（指定難病）の事務、在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業などの各種事業を行っています。

- ・精神障がいに関する普及啓発活動
- ・精神障がいや心の健康に関する相談
- ・精神障がい者に対する訪問指導の実施
- ・家族学習会等の家族支援
- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度
- ・特定医療費（指定難病）
- ・在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

問合せ先	電話 (0137) 63-2168	FAX (0137) 63-2169
	住所：八雲町末広町 120 番地	

### ②函館公共職業安定所八雲出張所

障がいのある方のための職業相談や各種制度の紹介を行っています。（～ ページ参照）

問合せ先	電話 (0137) 62-2509	FAX (0137) 62-2951
	住所：八雲町相生町 108 番地 8 八雲地方合同庁舎内	

### ③函館児童相談所

18歳未満の児童に関する、さまざまな相談に応じるとともに、専門的な立場から判定や助言・指導を行っています。発達全般についての相談、および施設入所、諸制度を受けるための相談などを担当しています。

問合せ先	電話 (0137) 62-2509	FAX (0138) 32-6159
	住所：函館市中島町 37 番 8 号	

### ④函館地域生活支援センター

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、地域生活に移行するための相談や必要な支援を行っています。

また、地域で安心して生活できるように、行政・地域の関係機関と協働して地域の支援体制づくりを行っています。

問合せ先	電話 (0138) 54-6757	FAX (0138) 54-6811
	住所：函館市駒場町 9 番 24 号	

### ⑤北海道発達障害者支援センター「あおいそら」

自閉症スペクトラムや注意欠如多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）など発達障がいのある方とご家族が安心して、より充実した生活を地域で送ることができるようにお手伝いをするセンターです。様々な悩みや疑問を一緒に考え、解決へ向けてより具体的なお手伝いをします。

- ・ 学習会・研修会の企画および講師派遣

発達障がいについての特徴を知り、具体的な支援の方法について学ぶ機会を提供します。

- ・ コンサルテーション

保育園、幼稚園、学校や職場などを訪問し、支援される方の日々の悩み・相談に応じていきます。

- ・ 相談

日常生活における様々な相談をお受けします。（外来要予約）

ご相談の際は、支援者の方と一緒に、センターをご活用いただくことをお勧めしています。

※その他、詳細はホームページ（<http://www.yuai.jp/aoisora/>）をご確認ください。

問合せ先	電話 (0138) 46-0857	FAX (0138) 46-0857
	住所：函館市石川町 90 番地 7	

### ⑥道南しょうがい者就業・生活支援センター「すてっぷ」

障がいのある方が職業生活における自立を図れるように必要な支援を行います。

- ・ 仕事を探している方や長続きしない方、職場で困っている方の相談を受け、ひとりひとりに合った支援を行います。

1)就職活動のアドバイス、サポート（各種訓練制度の紹介や実習場所の斡旋、職場見学の実施）

2)職場定着のアドバイス、サポート、ジョブコーチの派遣

- ・ 企業の障がい者雇用に関する相談を受け、アドバイスを行います。

- ・ 地域社会への働きかけを行います。

- ・ 支援者、障がいのある方向けの勉強会や講演会の企画・実施

※仕事の斡旋は行っていません。

問合せ先	電話 (0138) 34-7177	FAX (0138) 34-5545
	住所：函館市石川町 41 番地 3	

### ⑦渡島・檜山圏域障がい者総合相談支援センター「めい」

渡島・檜山管内に住む方々を対象に、障がい種別や年齢を問わない総合的な相談に応じ、必要な情報提供や関係機関の紹介などの支援を行います。ご本人やご家族はもちろん、関係機関からの相談など、あらゆる立場の方々がご利用いただけます。

また、障がいのある方が希望する地域で安心して生活できるように、行政・地域の関係機関と協働して地域の支援体制づくりを行っています。

問合せ先	電話 (0138) 47-3046	FAX (0138) 47-3058
	住所：函館市石川町 41 番地 3	

## 3 八雲町社会福祉協議会

民間の自主的団体で、社会福祉関係団体役員その他社会福祉関係および学識経験者をもって構成され、社会福祉事業のために活動しています。

問合せ先	電話 (0137) 64-2112	FAX (0137) 63-2160
	住所：八雲町栄町 13 番地 1 シルバープラザ内	

## 4 民生委員・児童委員

民生委員は町内各地域で、障がいのある方の福祉についての相談や助言などを行うとともに、役場や児童相談所などと連絡をとりあいながら、社会福祉の増進に努めています。

問合せ先	事務局（役場住民生活課 社会係）	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 5 障がい者相談員

日常生活のさまざまなことについて、相談員が相談に応じています。個人のプライバシーについては、固く守ることを義務づけられていますので、お気軽にご相談ください。

障がいのある方や家族からのさまざまな相談に応じています。また、障がいのある方への理解の促進なども行っています。

### 【相談員】

- ・身体障害者相談員：林 富美子（八雲町東雲町 26 番地 31） 電話 (0137) 63-3970
- ・知的障害者相談員： ※調整中※

## ■ 障がい者手帳の交付

下記の障がい者手帳を交付されることで、各種の福祉制度やサービスを利用することができます。

(※ ～ ページに一覧表を掲載していますのでご覧ください。)

### 1 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、目や耳、手足、内臓などに定められた程度以上の永続する障がいがある方の申請に基づいて、北海道立心身障害者総合相談所の判定により交付されます。

【障がいの範囲】

視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の障がいなど。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度により1級から7級まで分けられています（7級に該当する障がいは、2つ以上重複する場合でなければ手帳の交付は受けられません。）。詳しくは『身体障害者手帳障がい程度等級表』（別表1）を参照願います。

### 2 療育手帳

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、何らかの援助を必要とする状態であると判定（18歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所、18歳未満の方は函館児童相談所）された方の申請に基づいて交付されます。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度によりA、Bに分けられています。詳しくは『療育手帳の障がい程度について』（別表2）を参照願います。

### 3 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（統合失調症、躁うつ病など）を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方の申請に基づいて、北海道立精神保健福祉センターの判定により交付されます。

【障がいの等級】

障がいの等級は、障がい程度により1級から3級まで分けられています。詳しくは『精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準』（別表3）を参照願います。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## ■各種サービス・日常生活の援助など

### 1 障害福祉サービス（障害者総合支援法）

日常生活に必要な支援が受けられる「介護給付」と、障がい者の特性に応じた訓練を実施し、生活能力の維持、向上を目指す「訓練等給付」があり、それぞれ在宅で利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで日中に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります。

【サービスの種類】

訪問系サービス		
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的機能や精神の障がいにより自己判断能力が十分でない人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいの方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
	重度障害者等包括 支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス		
介護 給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練 等給 付	自立訓練（機能訓練 ・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
居住系サービス		
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練 等給 付	共同生活援助 (グループホーム)	居室を提供するとともに、相談や日常生活上の援助を行います。

### 【対象者】

身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている方</li> </ul>
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳の交付を受けている方</li> <li>・知的障がいを事由とする年金を現に受給している方</li> </ul>
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</li> <li>・精神障がいを事由とする年金を現に受給している方</li> <li>・精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受給している方</li> <li>・自立支援医療受給者証（精神通院のみ）の交付を受けている方</li> <li>・国際疾病分類 I C D - 1 0 コードが記載された医師の診断書により精神障がい者であることを町が確認できる方</li> </ul>
難病等患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方</li> </ul> <p>※厚生労働省が指定する難病の種類は <span style="background-color: #cccccc;">          </span> ページをご確認ください</p>
障がい児 (18歳未満の方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方</li> <li>・特別児童扶養手当を現に受給している方</li> <li>・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方</li> <li>・上記に該当しない場合は、町が障がいの有無を確認できる方</li> </ul>

【八雲町内のサービス事業所】平成 29 年 1 月 1 日時点

サービスの種類	事業所名	所在地	連絡先
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	障害者居宅介護事業所 明かり	八雲町宮園町 35 番地 3	電話(0137)62-3081
居宅介護 重度訪問介護	八雲町社協くまいし 居宅支援事業所	八雲町熊石根崎町 116 番地	電話(01398)2-2816
	八雲町指定 居宅介護事業所	八雲町栄町 13 番地 1 シルバープラザ内	電話(0137)64-2111
就労継続支援 B 型	共生サロン 「八雲シンフォニー」	八雲町東町 273 番地	電話(0137)62-4300
	きずなファーム	八雲町山崎 409 番地 2	電話(0137)68-2835
	かつら共同作業所	八雲町熱田 43 番地 1	電話(0137)62-3300
共同生活援助 (グループホーム)	支援ハウスきずな I	八雲町立岩 55 番地 10	電話(0137)68-2820
	支援ハウスきずな II	八雲町本町 55 番地 14	電話(0137)68-2830
	指定共同生活援助 まごころ	八雲町栄町 20 番地 5	電話(0137)62-3300
	ぐるーぷほーむ“ホッと”	八雲町東町 289 番地 19	電話(0137)62-4300
計画相談支援	八雲町障害者指定 特定相談支援事業所	八雲町栄町 13 番地 1 シルバープラザ内	電話(0137)64-2111

※町ホームページの掲載に関して承諾を得られた事業所のみを掲載しています。

【利用者負担】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 16 万円未満) ※入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

※入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

※入所施設、グループホーム等のサービスを利用する場合の家賃、食費、水道光熱費などは、自己負担となりますが、所得に応じた補足給付があります。

- ・所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 2 障害児通所支援（児童福祉法）

障がい児が通所による支援を受けたいときは児童福祉法によって規定されているサービスを利用することになります。

### 【サービスの種類】

- ・児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

- ・放課後等デイサービス

就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の発達を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

- ・保育所等訪問支援

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援は訪問支援員が行います。

※平成29年1月1日時点で八雲町内に障害児通所支援事業所はありません。

## 【利用者負担】

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割 28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

・所得を判断する際の世帯の範囲は、障害福祉サービスと同じです。

問合せ先	※調整中※	
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 3 地域活動支援センター

障がい者に対して就労、生産活動、創作活動の機会や場所を提供します。町内にはありませんが、熊石地域の方は江差町にある「南檜山あゆみ共同作業所」を利用することができます。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 4 社会参加の促進

名称	対象者	問合せ先
ふれあい教室 (八雲地域)	八雲町に在住の3障がい(身体・知的・精神)を有する方、もしくはそれに準ずる方とそのご家族	シルバープラザ障がい者福祉係 電話 (0137) 64-2111
ほっとしよう会 (熊石地域)	八雲町に在住の知的・精神障がいを有する方、もしくはそれに準ずる方とそのご家族	熊石総合支所 保健福祉係 電話 (01398) 2-3111
あすなる会 (熊石地域)	八雲町に在住の脳卒中後遺症や疾病や事故等により訓練を行う必要のある方、老化等で心身機能が低下している方とそのご家族	

## 5 八雲総合病院ショートケア

精神科に通院しながら、仲間と共に様々な活動を通して、生活のリズムを獲得し、病状の安定を図ることを目的とした治療です。

【場 所】八雲総合病院1階 デイケア室

【実 施 日】毎週 月・水・金曜日 9:00～12:00（祝日を除く）

【内 容】手芸・木工作品などの製作、カラオケ、体操、調理など

【利用者負担】各種健康保険が使えます。

また、自立支援医療受給中の方は、医療費の1割で利用することができます。

（1回370円程度）

※利用については、精神科主治医または精神科相談員にお問い合わせください。

問合せ先	八雲総合病院精神科	電話 (0137) 63-2185
------	-----------	-------------------

## 6 補装具費の支給

身体の欠損又は失われた身体機能を補う補装具の購入費や修理費の支給を行います。

【対 象 者】

身体障がい者(児)もしくは難病の方※で判定等により補装具が必要な障がい状況と認められた方。

※医師の診断書または特定疾患医療受給者証をお持ちの方です。

【対象となる補装具】

身体障がい者・ 身体障がい児共通	義手、義足・装具・座位保持装置・盲人用安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）・重度障害者用意思伝達装置
身体障がい児のみ	座位保持椅子・起立保持具・頭部保護具・排泄保持具

【利用者負担】原則として1割負担（所得に応じた負担上限があります。非課税世帯、生活保護世帯の場合、原則自己負担はありません。）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 7 地域生活支援事業

---

### ①相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した生活を営むことができるように支援します。

【実施方法】 相談者の状況、相談内容に応じ、訪問や電話等により対応します

【利用者負担】 無料

### ②成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で日常生活に支障のある認知証高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の成年後見人制度の利用の促進を図るため、審判請求の申し立てに要する経費及び後見人等への報酬の一部または全てを助成します。

【対象者】 生活保護受給者又は資産および収入等の状況から生活保護受給者に準ずると認められる者

【申し立てに関する費用】 本人の所得に応じ、費用負担が生じる場合もあります。

【後見人等への報酬】 限度額 在宅生活者 月額 28,000 円  
施設入所者 月額 18,000 円

(家庭裁判所が定める金額の範囲内)

### ③意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に対して、手話通訳者を派遣します。

【利用者負担】 無料

### ④移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対してヘルパー等が付き添い、外出のための支援を行います。

【対象者】

- ・身体障害者手帳（下肢機能障がい1、2級、体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1、2級）の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けている方

- ・医師の診断書や特定疾患医療受給者証などで難病等患者であることを町が確認できる方  
 ※厚生労働省が指定する難病の種類は [ページ](#)をご確認ください  
 ※施設やグループホーム等に入所されている方は利用できません。

【利用者負担】 サービス費用の1割相当額（生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料）

### ⑤自動車改造助成事業

障がい者が所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造する費用を助成します。

【対象者】

八雲町に住所を有する次のいずれにも該当する方

- ・自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方
- ・前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

【助成対象】 操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。

【助成金額】 10万円以内

### ⑥町広報紙等音声化事業

障がい等により、紙面や漢字を読むことが困難な方を対象に町広報紙等を音声化したCDを提供します。

【対象者】

- ・視覚障がいや肢体不自由により紙面を見ることが困難な方
- ・知的障がいや精神障がいにより漢字を読むことが困難な方

【利用者負担】 無料

### ⑦日常生活用具の給付（貸与）

重度の障がい者（児）等の日常生活上の不便を補うための日常生活用具を給付（貸与）します。

【対象となる日常生活用具】

	種目
介護・訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用椅子（障がい児のみ）、訓練用ベッド（障がい児のみ）
自立生活 支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置

在宅療養等 支援用具	透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、酸素ボンベ運搬車、盲人用音声式体温計、盲人用体重計
情報・意思疎 通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、地デジ対応ラジオ、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、視覚障がい者用ワードプロセッサ、点字図書
排泄管理支 援用具	ストーマ装具、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

【利用者負担】 給付を受ける方の属する世帯全員の所得により利用者負担が変わります。  
（生活保護世帯、町民税非課税世帯の場合、原則自己負担はありません。）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3111

## 8 小児慢性特定疾病児童日常生活用具

小児慢性特定疾病医療の給付を受けている児童を対象に、身体の状態に応じて、日常生活を支援する用具を給付します。

【対象者】

小児慢性特定疾病医療の給付を受けている児童で、児童福祉法（小児慢性特定疾病に関するものを除く）および障害者総合支援法の制度の対象とならない方

【対象となる日常生活用具】

給付種目	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸引器）、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）、人工鼻
------	---

【利用者負担】

対象者本人の属する世帯の所得により利用者負担が変わります。（生活保護世帯は無料）

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話（0137）62-2112
------	-------------	-----------------

## 9 給食サービス

自分で食事の支度が困難であり、かつ同居の親族等から食事の提供が受けられない高齢者世帯や重度心身障がい者の方へ夕食を宅配します。

区分	実施日	利用者負担
八雲地域	週2回（月・水・木・金のいずれか）	1食 400円
熊石地域	週2回（月～土のいずれか）	1食 400円

問合せ先	シルバープラザ 介護保険係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所 住民サービス課環境生活係	電話（01398）2-3111

## 10 救急医療情報キット配布事業

一人暮らしの高齢者や障がい者等に救急医療キットを配布し、もしもの時に、かかりつけの医療機関との連携や緊急連絡先等の情報確認を迅速に行い、安心・安全対策の充実を図るための事業です。

【対象者】健康状態や日常生活に不安のある方

【利用者負担】無料

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3111

## 11 除雪費助成金交付事業

積雪が15cm以上となった場合に、自宅玄関から道路までの通路（幅1m程度）を確保するための除雪に要した費用を助成します。

【対象者】

- ・おおむね65歳以上で、身体が虚弱であるため除雪が困難であり、協力者の確保ができない方
- ・心身の障がいにより除雪が困難であり、協力者の確保ができない方

【利用者負担】

- ・除雪費用：1回（30分）1,100円
- ・回数：1日2回を限度とする。
- ・助成率：除雪費用の1/2補助（生活保護世帯は3/4補助）

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話（0137）64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3111

## 12 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅生活の方で、福祉サービス利用の手続きや生活費の管理、年金証書等の大切な書類の預かりなどのお手伝いをする制度です。

### 【対象者】

在宅で暮らしている認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方で判断能力が十分でない方

### 【利用者負担】

- ・生活支援員による援助 1回（1時間程度）1,200円
- ・生活支援員の交通費実費
- ・書類等の預かりで貸し金庫を利用する場合は実費

※貸し金庫の利用を除き生活保護受給者は無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
------	----------------------	-----------------

## 13 移送サービス

通常の乗用車では移動が困難な特別な障がいのある方や寝たきり高齢者等に対し、通院・入退院・機能回復訓練等のための通所の送迎を行います。

### 【利用者負担】 無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話（01398）2-3111

## 14 福祉用具貸出事業

日常生活を送ることに支障のある高齢者等の在宅生活を支援するため、ベッド、車いすを貸し出しする事業です。

### 【対象者】

八雲町に住所を有する方で、福祉用具が必要な高齢者及び障がい者（介護保険制度により借りられる方は対象外）

### 【利用者負担】 無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
	八雲町社会福祉協議会熊石支所 （熊石総合支所内）	電話（01398）2-2816

## 15 生きがいデイサービス

要介護認定にならない高齢者や身体障がい者等に対し、デイサービスを利用して日常生活動作の維持、回復を図り、在宅生活ができるよう支援します。

### 【対象者】

- ・おおむね65歳以上の、身体上や精神上的の障がいがあり、日常生活に支障がある方
- ・身体障がい者であって、身体が虚弱、または寝たきり等で、日常生活に支障がある方
- ・上記の方の介護者及び家族

### 【利用者負担】（1回あたりの料金）

一般利用	703円
機械浴利用	1,107円
その他の実費（昼食代）	500円

※介護給付費の改正により、利用者負担が変更になる場合があります。

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	----------------	-------------------

## 16 緊急通報電話機の貸与

一人暮らしの高齢者等に緊急通報用電話機を貸し出し、消防本部と電話回線で結ぶことによって、急病や火災など突発的な事態が発生した時に迅速な救援態勢をとることと、日常生活での悩みごとへの相談を受ける事業です。

【対象者】健康状態や日常生活の動作に不安のある方

【通報装置】非常ボタン、ペンダント型発信装置、熱センサー、ガスセンサー

【利用者負担】無料

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話 (0137) 64-2112
------	----------------------	-------------------

## 17 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素療法を行っている低肺機能患者（呼吸器機能障がい者）に対し、酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。

【対象者】 北海道内に住所を有し、在宅で酸素療法等を行っている者のうち知事の認定を受けた者。

【助成額】

1日当たりの酸素濃縮器等使用時間		1月当たりの助成額
区分	12時間未満	1,000円
	12時間以上	2,000円

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

## 18 身体障害者等駐車禁止除外指定車標章の交付

身体などに障がいのある人を対象に、駐車禁止除外指定車標章が交付されます。この標章を提出することによって駐車禁止区間の一部で駐車禁止対象から除外されます。

交付基準その他詳しい内容については、お近くの警察署交通課までお問い合わせください。

問合せ先	八雲警察署	電話 (0137) 64-2110
------	-------	-------------------

## 19 ファクシミリでの警察連絡（FAX110番）

110番の電話をかけることのできない障がい者のために、ファクシミリで通報を受けています。また、各種の相談も受けています。

【FAX番号】 (0138) 51-1110（北海道警察函館方面本部）

問合せ先	八雲警察署	電話 (0137) 64-2110
------	-------	-------------------

## 20 選挙について

郵便等による不在者投票制度は、障がいなどにより投票所に行くことが困難で、一定の条件にあてはまる方が、自宅等で投票を行うことができる制度です。この制度をご利用いただくためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

### 【対象者】

障がい者等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度
身体障がい者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
介護保険の被保険者証	介護保険法に規定する要介護者で、被保険者証に「要介護状態区分」が記載されている方	要介護5

問合せ先	八雲町選挙管理委員会	電話 (0137) 62-2111
------	------------	-------------------

## 21 特別支援教育就学奨励費

八雲町内の小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒がいる世帯へ経済的負担を軽減するため、学用品購入費や給食費などの就学に要する費用の一部を助成します。

### 【対象者】

八雲町内の小中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒がいる世帯で、前年分の総所得金額が八雲町で定める基準内であるもの。

※助成を希望される場合は、学校で配布される書類での申請が必要です。

### 【援助費目】

- ・学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・通学用品費
- ・宿泊を伴わない校外活動費
- ・宿泊を伴う校外活動費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費
- ・体育実技用具費
- ・通学費

※この援助費目は八雲町内の小中学校のもので、養護学校については各学校で異なります。

問合せ先	教育委員会 学校教育課総務係	電話(0137)63-3131
------	----------------	-----------------

※北海道八雲養護学校へ就学する方については、下記の連絡先にお問い合わせください。

問合せ先	北海道八雲養護学校	電話(0137)62-3670
------	-----------	-----------------

## ■ 各種軽減措置について

### 1 税金の控除・減免など

区 分	要 件	控除・減免額	問合せ先
<b>所得税</b>	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障 害 者 : 27万円 特 別 障 害 者 : 40万円 同居特別障害者 : 75万円	八雲税務署 電話(0137)62-2148
<b>住民税</b>	本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいがある場合	障 害 者 : 26万円 特 別 障 害 者 : 30万円 同居特別障害者 : 53万円	役場財務課課税第一係 電話(0137)62-2114 熊石総合支所
	障がいのある方で、前年の合計所得額が125万円(給与収入では2,043,999円)以下の場合	非課税	地域振興課 財務係 電話(01398)2-3111
<b>固定 資産税</b>	障がい者の方が、平成30年3月31日までの間に次の適用要件に該当するバリアフリー改修工事を行った場合 適用要件 (1)築10年以上の住宅 (2)改修工事に要した自己負担額が50万円超 (3)改修後の床面積が50万円超 (4)次のいずれかの改修工事 廊下の拡幅、手すりの取付、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取替、便所の改修、床表面の滑り止め	改修後の翌年度分に限 り、その住宅の固定資産 税が3分の1に減額 ※100㎡までを限度（併 用住宅の店舗、事務所部 分は除く）	役場財務課課税第二係 電話(0137)62-2114
<b>相続税</b>	障がいのある相続人が相続又は遺贈により財産を取得した場合	85歳に達するまでの年 数1年につき10万円(特 定障害者の場合は20万 円)が税額から控除され ます	八雲税務署 電話(0137)62-2148

<b>贈与税</b>	心身に重度の障がいがある特定障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったとき	信託受益権の価額のうち特別障害者は6,000万円、特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円まで非課税までは非課税	八雲税務署 電話(0137)62-2148
<b>個人事業税</b>	障がい者の方で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が310万円以下の場合	最高7,500円減免	渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9941
	視覚に重度の障がいのある方が、あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復等の事業を行っている場合	非課税	
<b>自動車税 軽自動車税</b>	障がいのある方、またはその方と生計を共にする方が所有し、主に障がいのある方のために使用する自動車、構造上、障がいのある方のためのものと認められる自動車、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有する自動車で、その方を介護する方が専らその方のために運転するもの（ <b>いずれも障がいの等級に制限あり</b> ）	免除・減免	・自動車税 渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9941 ・軽自動車税 役場財務課課税第一係 電話(0137)64-2114
<b>自動車 取得税</b>	同上	減 免	渡島総合振興局 納税課 電話(0138)47-9941

## 2 非課税貯蓄制度

障がい者等に該当する方の貯蓄の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用が受けられます。

対 象 者	内 容
・ 障害者手帳等の交付を受けている方	マル優（預貯金など）
・ 障害者年金を受給中の方	特別マル優（国債など）
・ 遺族基礎年金を受給中の方	※それぞれ元本350万円まで

問合せ先	八雲税務署	電話（0137）62-2148
------	-------	-----------------

### 3 JRの旅客運賃割引

障がいをお持ちの方で、1人又は介護者とともにJRを利用する場合、運賃の割引があります。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

【手続】乗車券を購入する際に手帳を提示してください。

【適用範囲】

区分	割引乗車券の種類	割引率	適用区間
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通乗車券	50%	全線 私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の障害者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	全線 私鉄等他鉄道会社とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

※第1種障がい者：第1種身体障害者手帳の交付を受けている方、療育手帳（A判定）の交付を受けている方

第2種障がい者：第1種障がい者に該当しない身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

※介護者と同乗する場合は、同一区間の乗車券類を購入してください。

【その他】各民営鉄道についてもJRに準じた制度が実施されることとなります。詳しくは各民営鉄道会社にお問い合わせください。

問合せ先	JR八雲駅みどりの窓口	電話（0137）63-2540
------	-------------	-----------------

## 4 航空運賃の割引

身体障がい者及び知的障がい者が航空機を利用する場合、国内航空運賃の割引があります。割引率、航空券の購入方法は、各航空会社にお問い合わせください。

障がい区分	適用範囲	割引率
第1種身体障害者手帳、療育手帳（A判定） のいずれかの交付を受けている方	障がい者本人および介護者 1人	航空会社によって 異なります
上記以外の身体障害者手帳、療育手帳のい ずれかの交付を受けている方	障がい者本人	

## 5 有料道路料金の割引

心身障がい者が、通勤、通学、通院等の日常生活にて、有料道路を利用する場合割引があります。

### 【対象者】

- ・障がい者本人が運転される場合  
身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合  
第1種身体障害者手帳保持者及び療育手帳（A判定）保持者の介護者。

### 【対象自動車の範囲】

- ・対象障がい者の方1名につき1台のみの登録になります。
- ・本人、親族（定められた範囲があります）または、常時介護している方の名義の車に限ります。

※法人名義の車、レンタカー、タクシー、軽トラック、代車等は対象となりません。

### 【有効期限】

- ・新規及び有効期限経過後：申請日以降2回目の誕生日まで
  - ・更 新：申請日以降3回目の誕生日まで
- ※更新については有効期限の2ヶ月前から行うことができます。

### 【対象となる道路】

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、  
阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社、  
都道府県及び市町村が管理する有料道路

### 【利用手続】

別表に掲げる必要書類等をご持参のうえ、割引対象である証明を受けてください。

### 【割引率】

50%（ただし、端数が生じる場合は、計算単位により10円単位または50円単位で切り上げ）

(別表)

E T Cを利用しない場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ）
E T Cを利用される場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ④E T Cカード（原則として障がい者ご本人名義のもの） ⑥登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「E T C車載 セットアップ申込書・証明書」

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 6 民営バスの割引

身体障がい者及び知的障がい者が民営バスを利用する場合、運賃の50%の割引制度があります。身体障害者手帳、療育手帳の提示が必要です。

詳細についてはバス会社により異なる場合がありますので、各バス会社にお問い合わせください。

障がい区分	適用範囲
第1種身体障害者手帳、療育手帳（A判定）のいずれかの交付を受けている方	障がい者本人および介護者
上記以外の身体障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方	障がい者本人

## 7 NTT番号案内（104）の料金免除

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内を無料とする「ふれあい案内」というサービスです。

### 【対象者】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で以下の方  
視覚障がい 1～6級
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ご利用には事前の申請が必要です。

問合せ先	NTTサービスセンター	電話（0120）104-174
------	-------------	-----------------

## 8 点字郵便物等の減免

盲人のための点字郵便物等には郵便料の減免があります。

当該郵便物	重量	料金
盲人用点字、特定録音物等郵便物（第四郵便物）※ 注1	3 Kg まで	無料
心身障がい者用ゆうメール※注2		ゆうメール運賃の半額
聴覚障がい者用ゆうパック※注3		ゆうパック運賃の半額
点字ゆうパック	3 Kg 超	ゆうパック約款を参照 願います。

（注1）点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。

特録音物等郵便は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で公社が指定する施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるものに限りです。

（注2）身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で発受されるものです。

（注3）聴覚障がい者用ビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と公社の指定する施設との間で発受されるものに限りです。

問合せ先	八雲郵便局	電話（0137）62-2202
------	-------	-----------------

## 9 NHK放送受信料の減免

心身障がい者のいる下記に該当する世帯は、NHK放送受信料の減免が受けられます。

【減免割合及び対象世帯】

	適用条件
全額 免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。
半額 免除	視覚障がい、聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。
	身体障害者手帳（1級または2級）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。
	療育手帳A判定をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。

※減免を受けるには町長の証明印が押された放送料受信料免除申請書が必要となります。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

## 10 タクシー料金の割引

身体障がい者及び知的障がい者がタクシーを利用する場合、運賃の10%の割引制度があります。身体障害者手帳、療育手帳の提示が必要です。

詳細についてはバス会社により異なる場合があるので、各タクシー会社にお問い合わせください。

## 11 タクシー料金の助成（福祉タクシー）

年間（4月～翌年3月）最大7,200円のタクシー助成券を交付しています。

※申請月により金額が変わります。

【対象者】

八雲町に居住され、町民税非課税世帯で、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・80歳以上の方
- ・1～3級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳A判定の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方

【利用できるタクシー会社】

町内のタクシー会社

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 12 入浴料の助成

年間（4月～翌年3月）最大24枚（助成額：1枚200円）の入浴助成券を交付しています。

※申請月により枚数が変わります。

### 【対象者】

八雲町に居住され、かつ下記のいずれかに該当する方

- ・65歳以上
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている方

### 【利用できる施設】

町内の入浴施設（公衆浴場を含む）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 13 上下水道使用料金の軽減

世帯主が下記対象者のいずれかに該当する低所得世帯の場合、申請いただくことで上下水道料金から基本料金の2分の1の額が軽減されます。

### 【対象者】

下記の手帳をお持ちの方。

- ・身体障害者手帳：1～2級
- ・療育手帳：A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級

### 【適用範囲】

- ・上下水道料金に滞納が無い
- ・行政サービス制限を受けていない
- ・世帯全員が町民税非課税である
- ・世帯の前年の収入額が限度額以内である（※）

（※限度額は世帯構成によって決まります。また、収入額には税法上非課税となっている障害年金等の収入や、収入限度額の1.2倍の額を超える預貯金、仕送りなども含まれます。）

問合せ先	役場環境水道課 業務係	電話 (0137) 63-2020
	熊石総合支所地域振興課 上下水道係	電話 (01398) 2-3111

## 16 携帯電話料金の割引

---

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている方を対象に、携帯電話料金が割引になるサービスがあります。

詳細については携帯電話会社により異なりますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

## 17 高齢者等のインフルエンザ予防接種

---

### 【対 象】

- ①65 歳以上の方
- ②60～64 歳で身体障害者手帳 1 級（心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいに限る）の交付を受けている方

### 【内 容】

対象の②に該当する方は、身体障害者手帳を持参し、希望する医療機関を受診して下さい。

- ・町内の医療機関で接種する場合は、書類等の手続はありません。
- ・町外の医療機関で接種した場合は、印鑑、通帳、領収書をご持参のうえ保健福祉課（シルバープラザ）健康推進係、熊石総合支所 住民サービス課で払戻の手続をしてください。

【実施時期】 10 月～翌年 2 月

【自己負担額】 1,800 円

問合せ先	シルバープラザ 健康推進係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 保健福祉係	電話 (01398) 2-3111

## 18 高額障害福祉サービス等給付費

1つの世帯で複数のサービスを利用して、世帯の利用者負担額の合計が基準額を超えた場合に、超えた分の利用料金が戻ってくる制度です。

### 【合算の対象となるサービスの範囲】

- ・障害福祉サービス
- ・補装具の購入
- ・介護保険サービス
- ・障害児支援（入所・通所）

### 【合算の対象となる世帯の範囲】

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	住民票上の世帯

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

## ■ 健康と医療について

### 1 自立支援医療の給付

#### ①精神通院医療

精神障がい及び精神障がいを原因に生じた病態に対して医療機関に入院しないで行われる通院による医療費の支給を行うものです。

症状が殆ど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院治療を続ける必要がある場合も対象となります。

#### ②更生医療

障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の支給を行うものです。

##### 【対象者】

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

##### 【対象となる障がい】

障がいの種類	更生医療の給付内容
視覚障がい	角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術など
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳など
音声・言語・ そしゃく機能障がい	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
心臓機能障がい	弁形成術、大動脈一冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術など
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法など

#### ③育成医療

18歳未満の身体障がいのある障がい児で、障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患があり、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障がい児に対して提供される、生活能力を得るために必要な医療費の支給を行うものです。

【利用者負担：①～③共通】

原則として医療費の1割負担

受診者の属する医療保険上の「世帯」の収入や受給者の収入に応じ所得区分ごとに負担上限月額が設けられています。一定以上の所得があると自立支援医療費の支給対象外となります。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 2 特定疾病療養受療証の交付（マル長）

血友病や人工透析が必要な慢性腎不全など、長期にわたり、高額な治療代の必要な病気について、医療費の月額自己負担額を1つの医療機関につき1万円（国保加入の高額所得者は2万円）までとする制度です。

詳しくは、加入している各健康保険窓口にご確認下さい。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 および 医療費助成制度受給者お問合せ先】

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

## 3 治療用装具

医師の指示により、治療上の必要性からコルセット等の治療用装具を購入した場合に、その費用の一部が療養費として支給される制度です。

詳しくは、加入している各健康保険窓口にご確認下さい。

また、医療費助成制度の適用を受けている方は、各健康保険で手続き終了後にその自己負担額の一部または全額が助成されますので、下記窓口にてあわせて手続きをして下さい。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 および 医療費助成制度受給者お問合せ先】

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

## 4 重度心身障がい者（児）医療費助成制度

重度心身障がい者の保険診療自己負担を町が負担する医療費助成制度です。

### 【対象者】

- ・身体障害者手帳：1級～1級及び3級（内臓機能障がいに限る）
- ・療育手帳：A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級（通院のみ）

※上記手帳をお持ちの方で、所得の額が規定で定める額以下の方。

### 【条件】

各健康保険のいずれかに加入していること。

※国民健康保険・健康保険組合・社会保険・共済組合など

### 【助成の開始】

受給者証交付申請日から。ただし、やむを得ない理由で申請が遅れた場合は受給資格を有した日。なお、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳交付月の初日までさかのぼることができる場合があります。

### 【自己負担】

- ・町民税課税世帯：医療費の1割に相当する額（上限あり）
- ・町民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ（医科 580 円 歯科 510 円 柔整 270 円）

### 【その他】

後期高齢者医療制度に加入されている重度心身障がい者の方につきましては、低所得及び一定以上所得者を除き後期高齢者医療による1割負担と同額の自己負担を求めることとなるため、重度心身障がい者医療費助成費制度により給付する医療費がないことから受給者証は交付されません。

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

## 5 ひとり親家庭等・乳幼児等医療費助成制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、重度心身障がい者医療費助成制度に該当にならない方は、上記制度を受給できる場合があります。

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

## 6 障害認定による後期高齢者医療制度

75歳以上の方と65歳～75歳未満で一定の障がいのある方が対象となる医療制度です。

### 【対象者】

65歳～75歳未満の方で、以下のいずれかに該当する方。

- ・身体障害者手帳：1級～3級、4級の音声・言語機能障がい、肢体不自由の一部
- ・療育手帳：A判定
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級又は2級
- ・年金証書：障がいの等級1級～2級

(その他の障がい受給者：障害年金証書等により、同等の障がい確認できる場合)

### 【助成の開始】

- ・65歳～75歳未満：障害認定の申請日から対象
- ・65歳未満：65歳の誕生日から対象

### 【自己負担】原則1割負担（一定以上所得のある方は3割負担）

問合せ先	役場住民生活課 国民健康保険係	電話 (0137) 62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話 (01398) 2-3111

## 7 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、児童の家庭の医療費の負担軽減を図ります。

【対象者】 法律に定める小児慢性特定疾病にかかっている原則18歳未満の児童

【助成額】 所得の状況に応じて、医療費の自己負担の一部が助成されます。

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

## 8 特定医療費（指定難病）受給者証

原因が不明で治療法が確立されていない疾患（いわゆる難病と言われている疾患）で、国（一部道で指定された疾患もあります）で指定された難病について、医療費負担の軽減を図ります。

### 【対象者】

- ・道内在住者の方で、疾患毎の認定基準を満たす方
- ・軽症者特例（指定疾患毎の認定基準に満たないが、月毎の総医療費が33,330円を超える月数が年間の内、3ヶ月以上ある方）が適応される方

問合せ先	八雲保健所	電話 (0137) 63-2168
------	-------	-------------------

## ■年金について

### 1 障害基礎年金

ケガや病気などが原因で精神や身体に障がいをお持ちの方で、仕事をするとき、また、日常生活を送るうえで支障のある方に年金を支給する制度です。

#### 【支給要件】

障害基礎年金は、以下の①から③までの3つの条件を満たしたときに支給されます。

①国民年金の加入中に初診日のある方

②20歳未満のときに初診日のある方が、20歳に達したとき

③60歳で加入をやめたが、65歳以前に初診日があり、老齢年金を繰り上げて受給していない方

※①と③については、保険料納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あることが条件です。ただし、初診日において65歳未満で、初診日が平成38年3月31日までにあるときは、直近の1年間に未納がなければ受けられます。

#### 【障がいの認定時】

初診日から1年6ヵ月を経過した日、または障がい（症状）が固定した日

#### 【年金額】（平成28年4月現在）

偶数月の原則15日に2ヵ月分まとめて支給されます。

- ・1級：年額975,125円（月額81,260円）
- ・2級：年額780,100円（月額65,008円）

#### 【子の加算】

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満の障がい者）がいるときは、次の額が加算されます。

- ・1人目、2人目：（1人につき）年額224,500円
- ・3人目以降：（1人につき）年額74,800円

問合せ先	役場住民生活課 社会係	電話（0137）62-2112
	熊石総合支所住民サービス課 戸籍保険係	電話（01398）2-3111

## 2 障害厚生年金

---

### ①障害厚生年金（1級・2級）＋障害基礎年金

厚生年金の被保険者が、在職中に初診日のある傷病やケガにより、初診日から1年6ヶ月たった日あるいは1年6ヶ月たたない間に治った日（症状が固定した日）に、国民年金法の障害等級表の1級または2級に認められたときに、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。ただし、初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上は、保険料納付済期間および免除期間であることが必要です。

（初診日が平成38年3月31日までの間にあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。）

### ②障害厚生年金（3級）

上記の在職時および納付要件のある方の障がい程度が3級に該当する場合、厚生年金保険から独自に支給されます。

### ③障害手当金（一時金）

上記の在職時および納付要件のある方の傷病が、初診から5年以内に治癒し、3級よりやや軽い障がいが残ったときに支給されます。

問合せ先	函館年金事務所	電話（0138）56-1165
------	---------	-----------------

## 3 船員保険

---

被保険者または被保険者であった方の職務上および通勤による障がいについて、一定の保険給付を行うものです。

問合せ先	函館年金事務所	電話（0138）56-1165
------	---------	-----------------

## 4 各種共済年金

---

組合員である間に初診日のある傷病により、障害認定日において定められた障害程度に該当する状態になったときに支給されます（ただし、在職中は原則として停止されます）。その程度が1級または2級の場合は、原則として障害基礎年金も支給されます。

問合せ先	各共済組合
------	-------

## 5 特別障害給付金

---

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方が受給できる制度です。

### 【対象者】

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方  
(ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る)

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

### 【支給額】(平成28年4月現在)

- ・障害基礎年金1級相当に該当する方：基本月額51,450円
- ・障害基礎年金2級相当に該当する方：基本月額41,160円

※本人の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。(特別障害給付金の額を上回る場合は、支給されません。)

問合せ先	函館年金事務所	電話 (0138) 56-1165
------	---------	-------------------

## ■ 手当について

### 1 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】 14,580 円（平成 29 年 4 月現在）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

### 2 特別障害者手当

重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護が必要な20歳以上の方に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】 26,810 円（平成 29 年 4 月現在）

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

### 3 児童扶養手当

父又は母に重度の障がいがあり、児童（18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童又は、20歳未満で一定の障がいの状態にある児童）を監護する方に支給されます。

【支給月額】 平成 29 年 4 月現在

- ・ 1 人目の児童 42,290 円（所得により減額）
- ・ 2 人目の児童 加算月額 9,990 円（所得により減額）
- ・ 3 人目の児童 加算月額 5,990 円（所得により減額）

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話 (0137) 62-2112
------	-------------	-------------------

## 4 特別児童扶養手当

---

障がいのある児童（20歳未満）を監護する方に支給されます。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】平成29年4月現在

- ・1級（重度）51,450円
- ・2級（中度）34,270円

問合せ先	役場住民生活課 児童係	電話 (0137) 62-2112
------	-------------	-------------------

## 5 外国人高齢者・障害者福祉給付金

---

大正15年4月1日以前に生まれた方や昭和37年1月1日以前に生まれて重度の障がいがあり、制度上の制約により公的年金を受給できなかった外国人及び帰化者に支給されます。

【支給月額】

- ・高齢者 12,000円
- ・障がい者 25,000円

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

## 6 在宅介護支援手当

---

自宅で65歳以上の寝たきり重度心身障がい者を介護している方に支給されます。

【支給月額】3,000円

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	----------------	-------------------

## 7 冬期福祉手当

---

在宅で身体障害者手帳（1級、2級）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方に冬期間経済的支援として支給されます。

【支給年額】5,000円

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	----------------	-------------------

## ■ 保険・貸付制度・住宅対策

### 1 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者を扶養している方が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、万一死亡又は重度の障がいをお持ちになった時に、残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

問合せ先	渡島総合振興局保健環境部 社会福祉課	電話 (0138) 47-9537
------	--------------------	-------------------

### 2 生活福祉資金の貸し付け

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない障がいのある方などに対し、生活意欲を高め、安定した生活を営むことができるように、資金の貸付けを行っています。

#### ①総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれる世帯へ貸付けします。

総合支援資金は「生活支援費」「住宅入居費」「一時生活再建費」の3つがあります。

資金種類	使途内容	貸付限度額	償還期間
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間 原則 3 月、最長 12 月以内）	月額 20 万円以内 (単身世帯は月額 15 万円以内)	10 年以内
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内	

【利 子】 連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年 1.5%

#### ②福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用を貸付けします。

福祉資金には「福祉費」と「緊急小口資金」があります。

・福祉費

資金の種類	貸付限度額	償還期間
・ 生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内
・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年程度 580 万円	8 年以内
・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7 年以内
・ 福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8 年以内
・ 障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8 年以内
・ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内
・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移動経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円	5 年以内
	1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円	
・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないときは 170 万円	5 年以内
	1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230 万円	
・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円	7 年以内
・ 冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3 年以内
・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3 年以内
・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3 年以内
・ その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3 年以内

【利 子】 連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年 1.5%

・緊急小口資金

資金種類	使途内容	貸付限度額	償還期間
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な少額の費用	10万円以内	12月以内

【利 子】無利子

③教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校就学に際し必要な経費「教育支援費」と、入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

資金種類		貸付限度額	償還期間
就学支度費		50万円以内	20年以内
教育支援費	高等学校（専修学校高等課程含む）	月額 3.5万円以内	（貸付額により期間の目安あり）
	高等専門学校	月額 6万円以内	
	短期大学（専修学校専門課程含む）	月額 6万円以内	
	大学	月額 6.5万円以内	

【利 子】無利子

※高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程を含みます。）

※大学（短期大学および専修学校の専門課程を含みます。）

※掲載している内容以外にも条件がありますので、各窓口にてご相談ください。

問合せ先	八雲町社会福祉協議会（シルバープラザ内）	電話（0137）64-2112
	八雲町社会福祉協議会熊石支所 （熊石総合支所内）	電話（01398）2-2816

### 3 高齢者等住宅整備資金助成

---

身体に重度の障がいのある方が生活しやすいように、住宅を整備するため必要な資金を助成します。

#### 【対象者】

身体障害者手帳1・2級該当の方で、住宅改造を必要とする障がい者及び該当する方と同居し、または同居しようとする方で、かつ、いずれの世帯も町民税非課税世帯である方。

#### 【助成条件】

浴室、トイレ、玄関等、台所または居室に係る住宅の改築及び改造工事の費用。(介護保険適用外の工種に限る。)

#### 【助成金額】

最高10万円限度(助成回数:1回に限る)

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

### 4 町営住宅

---

入居者の募集は毎月『広報やくも』に掲載しています。

なお、心身障がい者世帯の入居にあたっては、配慮されますのでご相談ください。

問合せ先	役場建設課 管理係	電話 (0137) 62-2115
	熊石総合支所地域振興課 建設管理係	電話 (01398) 2-3111

## ■各種団体・サークルについて

下記、団体・サークルが、会員の交流や福祉の増進並びに文化的向上を目的とした活動をしています。

団体名	連絡先	電話番号
八雲町身体障害者福祉協会	堂七 武之	(0137)63-3970
熊石身体障害者福祉協会	八雲町社会福祉協議会 (熊石支所)	(01398)2-2816
八雲町手をつなぐ育成会	かつら共同作業所	(0137)63-2925
精神障がい者家族会 八雲ひまわり会	東谷 憲二	090-9438-9416
精神障がい者リハビリクラブ太陽の会		
八雲町認知症家族の会 リフレッシュクラブ	八雲町地域包括支援センター (シルバープラザ内)	(0137)65-5001
なないろの会	シルバープラザ 健康推進係	(0137)64-2111
わっぱの会	丹内 達次郎	090-9080-9421

※「精神障がい者リハビリクラブ太陽の会」の連絡先は公開していませんので、会への参加希望などは八雲町保健福祉課障がい者福祉係（電話 0137-64-2111）にご連絡下さい。

## ■その他

### 1 障害者差別解消法について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日に施行されました。

この法律では、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否する「不当な差別的取扱い」が禁止され、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務（国・地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務）とされています。

不当な差別的取り扱いを受けた場合、あるいは合理的配慮の提供を受けられなかった場合など、障害者差別解消法に関して相談したい方は、下記窓口までご連絡下さい。

#### 【不当な差別的取扱いの例】

- ・障がいを理由に窓口対応を拒否する
- ・「障がい者不可」「障がい者お断り」と表示・広告する。

#### 【合理的配慮の例】

- ・障がい者専用の駐車スペースを入口近くに設ける。
- ・知的障がい者に、ゆっくりと短い文章で、分かりやすく話しかける。
- ・聴覚障がい者に、筆談で対応する。
- ・視覚障がい者に分かるように、書類を読み上げる。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

(町窓口で解決が難しい場合の相談先)

問合せ先	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 (北海道渡島総合振興局社会福祉課)	電話 (0138) 47-9537
------	--	-------------------

## 2 災害時要援護者名簿登録のご案内

災害時に自力で避難することができない在宅の高齢者や障がい者等の方々に災害時要援護者名簿の登録をしていただき、町と覚書を交わした町内会や民生委員に名簿を提供します。

町内会等が自宅を訪問し、誰が支援してどこに避難させるか等を相談しながら「避難支援プラン（個別計画）」を作成し、災害時には、避難の支援をするとともに、日頃から見守りや声かけ活動を行います。

### 【対象者】

次にあげる方のうち、災害時に自力で避難することが困難な方

- ・75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・介護保険の要介護度が3～5の方
- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの方
- ・その他、難病患者や、前各号に掲げる方以外で支援を必要とする方

### 【登録方法】

75歳以上の高齢者のみの世帯の方は自動的に登録されますが、要介護認定者、障がい者の方は登録にはご本人の同意が必要です。該当となる方に同意書を送付いたしますので、ご記入のうえご返送いただくか、シルバープラザ保健福祉課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所のいずれかへご提出ください。

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

## 3 SOSネットワークについて

認知症の高齢者や障がい者が行方不明となったときに、警察だけではなく、地域の関係機関などが捜索に協力して、速やかに発見・保護するしくみで、行方不明となる可能性のある認知症高齢者、障がい者などの情報を事前に登録しておくものです。

障がい者等が行方不明となった場合に、ご家族等からいただいた情報を、ネットワークに登録している関係機関に発信し、行方不明者の早期発見につなげます。

【対象者】 行方不明となる可能性のある高齢者及び障がい者（事前登録にご協力ください）

【利用者負担】 無料

問合せ先	シルバープラザ 包括支援係	電話 (0137) 65-5001
	熊石総合支所住民サービス課 包括支援係	電話 (01398) 2-2365

## 4 育ちと学びの応援ファイル「カラフル（療育カルテ）」のご紹介

---

お子さんの成長に合わせて、保健・福祉・教育・就労などの関係機関による連携した支援を受けられるよう、これまで活用されていた「育ちと学びの応援ファイル（個別の教育支援計画）」にシートを追加して、生涯、使っていただけるファイルです。

「育ちと学びの応援ファイル カラフル」は、ご本人と保護者のものです。保護者がお子さんの発達につまずきや不安を感じたときに、このファイルを必要に応じて支援者や関係している方々に見てもらい、お子さんの状況を理解してもらうことにより、お子さんひとりひとりに応じた、より適切な支援を受けることができます。

「育ちと学びの応援ファイル カラフル」は、八雲町子ども発達支援センターでお渡しします。また、八雲町のホームページからもダウンロードできます。

問合せ先	子ども発達支援センター（シルバープラザ内）	電話（0137）63-4622
------	-----------------------	-----------------

## 5 地域自立支援協議会のご案内

---

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本指針に基づき、八雲町障害者福祉計画の進行管理を行うとともに、障がいのある人の地域生活支援に関することについて協議する協議会です。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話（0137）64-2111
------	-----------------	-----------------

## ■ 参考資料

### 1 雇用安定制度内容

障がい者の方々の雇用については、障害者雇用促進法、雇用対策法、職業安定法等によって、次のような援護が行われています。

援護の措置	内 容	金 額 等
雇用率の設定	雇用主に対して、一定率以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。 ・民間企業 2.0% ・国、地方公共団体等 2.3% ・都道府県等の教育委員会 2.2%	
障害者トライアル雇用奨励金 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)	(1) 障害者トライアル雇用奨励金 障がい者等の適性や業務遂行可能性を見極めるため、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した事業主に奨励金が支給されます。  (2) 障害者短時間トライアル雇用奨励金 精神障がい者または発達障がい者をハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用するものであって、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間以上とすることを旨とする事業主に奨励金が支給されます。	(1) 受給額 試行雇用労働者1人につき月額最大40,000円 (試行期間最長3ヶ月)  (2) 受給額 試行雇用労働者1人につき月額最大20,000円 (試行期間3ヶ月以上12ヶ月以内)
	障がい者等をハローワーク等の紹介で継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して助成されます。	(1) 短時間労働者以外の労働者として雇入れた場合 ①重度障がい者等を除く身体・知的障がい者 助成期間：2年(1年) 支給額：120(50)万円 ②重度障がい者等 助成期間：3年(1年6ヶ月) 支給額：240(100)万円 (2) 身体・知的・精神障がい者を短時

		<p>間労働者として雇入れた場合</p> <p>助成期間：2年（1年）</p> <p>支給額：80（30）万円</p> <p>※（）内は中小企業事業主以外に対する助成期間、支給額です。</p> <p>※短期間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。</p>
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	発達障がい者や難治性疾患患者をハローワーク等の紹介で継続して雇用する事業主に対して助成されます。	<p>（1）短時間労働者以外の労働者として雇入れた場合</p> <p>助成期間：2年（1年）</p> <p>支給額：120（50）万円</p> <p>（2）短時間労働者として雇入れた場合</p> <p>助成期間：2年（1年）</p> <p>支給額：80（30）万円</p>
障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）	障がい者雇用の経験のない中小企業（常用労働者50人～300人の企業）において障がい者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成されます。	受給額：120万円

※上記の他にも障がい者の雇用にあたっては、事業主に対してのさまざまな助成がありますので、ハローワーク八雲（0137-62-2509）へお問い合わせ下さい。

※各種助成金の支給申請については、ハローワーク函館（0138-26-0735）へお問い合わせ下さい。

※助成金によっては、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が所掌しているものもありますのでハローワークから別の機関に対する問い合わせを指示されることもあります。

問合せ先	函館公共職業安定所八雲出張所（ハローワーク八雲）	電話（0137）62-2509
------	--------------------------	-----------------

## 2 八雲町バリアフリートイレ設置場所

・八雲地域

	施設等名称	住所
公共 施設	シルバープラザ	八雲町栄町 13 番地 1
	八雲町役場	八雲町住初町 138 番地
	落部支所（落部町民センター）	八雲町落部 879 番地
	八雲町公民館	八雲町末広町 154 番地
	八雲町総合体育館	八雲町住初町 184 番地
	八雲町立図書館	八雲町相生町 98 番地
	八雲町民センター	八雲町出雲町 60 番地 13
	梅雲亭（梅村庭園）	八雲町末広町 151 番地 1
	温水プール	八雲町住初町 185 番地 1
	育成牧場	八雲町熱田 380 番地
	活性化施設ファームメイド遊楽部 1 号館	八雲町立岩 359 番地 13
	パノラマパーク （パノラマ館・ふれあい館・パークゴルフ館）	八雲町浜松 368 番地 8
	パノラマパークオートキャンプ場	八雲町浜松 368 番地 1
	八雲地方合同庁舎	八雲町相生町 108 番地 8
	勤労者センター	八雲町東雲町 88 番地 1
医療 機関	八雲総合病院	八雲町東雲町 50 番地
	国立病院機構八雲病院	八雲町宮園町 128 番地
	道南勤医協八雲ユースラップ医院	八雲町末広町 161 番地
	魚住金婚湯医院	八雲著上の湯 7 番地
	八雲郵便局	八雲町本町 265 番地 1
	宮園郵便局	八雲町出雲町 48 番地 3
	はぴあ八雲	八雲町本町 110 番地 1
	ハーベスター八雲	八雲町浜松 365 番地
	ケーズデンキ	八雲町東雲町 20 番地 7
	ホームック	八雲町東雲町 20 番地 6
	マックスバリュ	八雲町東雲町 20 番地 5
	ツルハドラッグ八雲店	八雲町東雲町 17 番地 47
	ツルハドラッグ八雲本町店	八雲町本町 152 番地 1

民間 施設	セレモニア八雲 典礼ホール	八雲町東雲町 3 番地 25
	エーコープ	八雲町本町 125 番地
	八雲温泉おぼこ荘	八雲町鉛川 622 番地
	ログの宿たか木	八雲町立岩 361 番地
	ビジネスホテルフレスコ（本館）	八雲町本町 125 番地
	共生型サロンきずな	八雲町立岩 55 番地 10
	共生サロン 八雲シンフォニー	八雲町東町 273 番地
その他	山越駅	八雲町山越 241 番地
	さらんべ公園	八雲町栄町 1 番地 12
	相生公園	八雲町相生町 113 番地 2
	ひらの公園	八雲町豊河町 18 番地 1
	黒岩公園	八雲町黒岩 644 番地 26
	遊楽部公園	八雲町立岩 359 番地
	町営スキー場	八雲町春日 767 番地

・熊石地域

	施設名称	住所
公共 施設	熊石歴史記念館	八雲町熊石平町 325 番地 3
	青少年旅行村	八雲町熊石平町 145 番地
	海洋深層水総合交流施設	八雲町熊石根崎町
	熊石漁港ふれあい広場	八雲町熊石根崎町
	ふれあい交流センターくまいし館	八雲町熊石雲石町 135 番地 2
	熊石総合センター	八雲町熊石館平町 111 番地
医療 機関	熊石国民健康保険病院	八雲町熊石雲石町 494 番地 1
民間 施設	温泉ホテル八雲遊楽亭熊石ひらたない荘	八雲町熊石平 329 番地
その他	館平郵便局	八雲町熊石相沼町 66 番地 2
	ひらたないスキー場	八雲町熊石鮎川 434 番地 1
	トイレットひらたない	八雲町熊石平

### 3 据え置き型拡大読書器設置場所のご案内

---

書類等の小さな文字をテレビモニターで50倍まで拡大して見ることができますので、ご利用を希望される方は、各施設の職員に申し付けてください。

【設置施設】

- ・ 役場住民生活課      ・ シルバープラザ（談話コーナー）
- ・ 町立図書館          ・ 熊石総合支所

【利用できる日時】

各施設の開館時間

### 4 共生サロンのご案内

---

障がい者、高齢者、子どもなど、地域のいろいろな方が交流し、互いの理解を深め、尊重し合う共生型社会をめざし設置した場です。八雲町には次の2か所があり、様々な用途に利用することができます。利用できる日時、料金などは各サロンにお問い合わせ下さい。

【町内の共生サロン】

施設名	住所	連絡先
共生型サロンきずな	八雲町立岩 55 番地 10	電話 (0137) 68-2820
共生サロン 八雲シンフォニー	八雲町東町 273 番地	電話 (0137) 62-4300